○初心運転者講習実施規程

北海道警察本部告示第46号
平成２年８月23日

改正　平成６年５月10日北海道警察本部告示第28号、８年８月28日第64-４号、12年10月17日第102号、17年１月21日第10号、５月31日第77号、19年６月１日第72号、20年６月13日第152号、24年６月８日第245号、28年３月18日第144号、29年３月10日第140号、令和元年12月20日第561号、３年３月30日第178号、５年６月30日第371号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号）第31条の２及び第78条の規定に基づき、初心運転者講習実施規程を次のように定める。

初心運転者講習実施規程

（目的）

第１条　この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号。以下「規則」という。）第６章の規定による初心運転者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（講習対象者）

第２条　講習対象者は、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者のうち、その期間が通算して１年に満たない者（当該免許の効力が停止されている期間を除く。）で、当該免許に係る自動車等の運転に関し、法令違反に付される点数が合計して３点以上（１回の法令違反で３点となる場合を除く。）に該当することとなった者とする。

（講習の学級編制）

第３条　講習１回当たりの受講者数は、おおむね６人以上15人以下とし、技能については、１グループ３人以下とする。

なお、初心運転者講習実施基準（別表。以下「講習実施基準」という。）の講習項目４で運転シミュレーターを使用する場合については、１グループ３人以下、グループ数は２以下とし、講習項目３及び４の実施方法は次表のとおりとする。

実施順序	1	2
グループ１	路上における運転演習	危険予測訓練
グループ２	危険予測訓練	路上における運転演習

（講習車両）

第４条　講習車両は、指定講習機関に備え付けたものを次により用いるものとする。ただし、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、当該自動車を使用することができる。

⑴　準中型免許に係る講習車両は教習用車両と同程度の準中型自動車（貨物自動車に限る。次項において同じ。）とし、普通免許に係る講習車両は教習用車両と同程度の普通自動車とする。この場合において、特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第１項の表聴力の項第２号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。）が付されている者に対しては、併せて当該特定後写鏡等を、準中型自動車にあっては車室外、普通自動車にあっては車室内において、それぞれ使用するものとする。

⑵　大型二輪免許に係る講習車両は、ＡＴ限定大型二輪免許（道路交通法施行規則第24条第６項の表大型二輪免許の項に定めるＡＴ限定大型二輪免許をいう。）に係る講習車両は総排気量0.600リットル以上、限定なし大型二輪免許に係る講習車両は総排気量0.700リットル以上の

大型自動二輪車とし、普通二輪免許に係る講習車両は、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とし、小型限定普通二輪免許に係る講習車両は、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車とする。

⑶　原付免許に係る講習車両は、スクータータイプの一般原動機付自転車とする。ただし、必要に応じて可変ギア付一般原動機付自転車を使用することができる。

２　前項第１号に規定する準中型貨物自動車及び普通乗用自動車については、車両に道路交通法（昭和35年法律第105号。第14条第10項において「法」という。）第71条の５及び第71条の６の定めるところにより、これらの条に規定する初心運転者標識等を付けるとともに、危険を防止するための応急措置を講ずることができる補助ブレーキの装置を備えていなければならない。

３　講習車両には、講習中（別記様式第１号）の標識を車両の前方又は後方（二輪車は後方）から見やすいように表示しなければならない。

（コース設定上の基準）

第５条　場内における運転演習コース及び路上における運転の演習に係るコースの設定基準は、別に定めるものとする。

２　前項の「場内コースにおける運転演習」及び「路上における運転演習」の課題並びに走行コースについて、指定講習機関は、あらかじめ北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部の交通課長（以下「本部主管課長」という。）を経由して、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。この場合、本部主管課長は、当該課題及びコースが演習を行うのに適切であるかどうかを検討し、適切でないと認められるときは、これを改めさせるものとする。

（講習の回数）

第６条　講習は、おおむね月２回以上実施するものとする。ただし、受講者の利便、講習の適正な実施の確保等を考慮して公安委員会が相当と認めるときは、この限りでない。

（講習実施基準）

第７条　講習は、講習実施基準に従い実施するものとする。

（講習の方法）

第８条　講習方法は、前条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

⑴　講習は、規則第31条の４に規定する運転習熟指導員が行う。

⑵　学科については、集合講習とし、運転習熟指導員が講義式及び討議式により講習実施基準の各項目について具体的事例等を用いて指導する。

⑶　使用する教材は、次に掲げる内容について図やイラストを多く用いるなど分かりやすくまとめたもの、道内における初心運転者の事故実態等の資料及び視聴覚教材を使用するものとする。

ア　初心運転者の運転の特性

イ　場所（交差点、カーブ等）及び場面（追越し、側方通過等）に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識

ウ　危険予測、回避方法等、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識

⑷　技能については、場内コース及び路上において、運転習熟指導員による個別指導により、受講者３人以下を１グループとして実技式により行うものとする。

⑸　大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許対象者に対する講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団講習（運転演習）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

（講習会場）

第９条　講習会場は、指定講習機関の施設とする。

２　講習会場には、公安委員会の指定を受け講習を実施していることを明確にするため、各会場の入口に「○○公安委員会指定講習機関初心運転者講習会場」と看板等で表示するものとする。

（講習時期の留保）

第10条　規則第31条の３第２項に規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車に係る講習の通知は、冬期間（毎年11月１日から翌年３月31日までの間）に受講することとなる者に対しては、留保するものとする。

２　前項の規定により留保する者に対しては、４月以降受講できるように通知するものとする。

（講習実施責任者）

第11条　講習会場ごとに、講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置くものとする。

２　責任者は、指定講習機関たる指定自動車教習所の管理者又は管理者を直接補佐する職員をもって充てる。

３　責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管理し、講習が効果的かつ適切に行われるようにしなければならない。

４　責任者は、講習会場の火気取扱等に留意するほか、運転演習時には、運転習熟指導員等に対して講習車両の運行前の点検を励行させるとともに、準中型自動車及び普通自動車の運転者及び同乗者に座席ベルトを着用させ、大型自動二輪車、普通自動二輪車、一般原動機付自転車の運転者についてはヘルメット及び手袋等を確実に着用させるなど、講習に係る事故の未然防止に努めなければならない。

（講習計画の承認）

第12条　規則第65条に規定する指定講習機関の責任者は、指定に係る講習に関し、１か月ごとに初心運転者講習実施計画書（別記様式第２号。以下「講習計画書」という。）により講習計画を策定し、講習を実施しようとする月の２か月前までに北海道警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）（方面本部管内に所在する指定講習機関の責任者は、当該方面本部長）を経由して公安委員会に報告しなければならない。

２　責任者は、前項の規定により報告した講習計画を変更しようとするときは、講習計画書により速やかに変更の報告をしなければならない。

（受講者名簿の作成等）

第13条　本部主管課長は、電子計算組織により対象者を選別し、初心運転者講習管理台帳（別記様式第３号）を作成するものとする。

（講習の通知等）

第14条　講習対象者に対する講習の通知は、初心運転者講習通知書（道路交通法施行規則別記様式第22の11号）により、速やかに配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるもので通知するものとする。この場合において、講習場所は次項により一の指定講習機関を指定し、講習の日時は、第３項に規定する方法により当該指定講習機関における講習種別及び講習日時のおおむね１か月間の講習予定により指定するものとする。

２　講習対象者に指定講習機関を指定するときは、受講者の住所を管轄する警察署管内に指定講習機関がある場合は当該指定講習機関に、指定講習機関がない場合は、最寄りの指定講習機関を指定するものとする。ただし、講習対象者において、指定した指定講習機関では受講に支障があるとの申入れがあった場合においては、その変更を認めるものとする。

３　第１項の通知書を送付するときは、受講者の利便を考慮し、おおむね１か月間の講習の日時の予定、講習所要時間、携行品（通知書、運転免許証、筆記用具、二輪車用ヘルメット・手袋、受講料、通知手数料等）及び服装等受講上の注意事項を記載した書面を添付するものとする。

４　前項の書面には、受講者は、講習の日時の予定のうちから希望する日を受講日の一定期日前までに指定講習機関に電話により受講の申込をしておくべきことを記載するものとする。

5　本部主管課長は、指定講習機関の責任者に対し、受講予定者を初心運転者講習受講予定通知書（別記様式第４号）により通知するものとする。
6　講習通知を発しようとした際に講習対象者が他の都道府県（方面）に住所移動していることが判明した場合には、本部主管課長は、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指示するとともに、初心運転者講習移送通知書（別記様式第５号）により移動先を管轄する公安委員会へ通知しなければならない。
7　前項により通知を受けた公安委員会に係る本部主管課長は、速やかに当該対象者に講習を行う旨を通知しなければならない。
8　講習通知が到達した後に、講習対象者が他の都道府県（方面）に住所移動した場合で、講習対象者が新住所地都道府県の指定講習機関に受講申出を行おうとするときには、指定講習機関は、住所変更を行ってから受講申出を行うよう指導するものとする。
9　講習対象者の住所変更の届出を受けた公安委員会に係る本部主管課長は、速やかに旧住所地を管轄する公安委員会に通知を行い、通知を受けた公安委員会は、速やかに第６項の初心運転者講習移送通知書を送付しなければならない。
10　講習通知を行った後、その者が法第100条の２第１項ただし書第３号に該当することとなったため、講習の中止通報がされた場合、本部主管課長は、速やかに初心運転者講習中止通知書（別記様式第５号の２）により、講習を受ける必要がない旨を通知しなければならない。

（講習の受付）

第15条　講習の受付は、指定講習機関において行うものとする。責任者は、講習を受けようとする者から、受講の申出があったときは、規則第31条の５に規定する所定の書類等と初心運転者講習通知手数料納付書（別記様式第６号。以下「通知手数料納付書」という。）に北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条第１項の規定による通知手数料としての北海道収入証紙の貼付を確認して講習を受け付けるものとする。
２　責任者は、前項の受付を行ったときは、規則第31条の５第２項に規定する初心運転者講習指定書を作成し、講習申出者に交付するものとする。
３　責任者は、前項の初心運転者講習指定書に基づき、講習日別に講習種別ごと初心運転者講習受講者名簿（別記様式第７号）を作成するものとする。

（受講者の確認）

第16条　責任者は、講習受講の受付の際に講習受講期間内（講習通知書が到達した日から１か月以内）にある者か否かの確認をしなければならない。この場合において、通知書に記載されている日付又は本人の申告から講習受講期間外の疑いがあるものについては、直ちに本部主管課長に報告し、本部主管課長において受講資格を確認した後、講習を受けさせるものとする。
２　責任者は、講習の通知を受けた者がやむを得ない理由により所定の期間内に講習を受けられず、その後に講習を受けようとする場合で、「やむを得ない理由」のあったことを証するに足りる書類を指定講習機関に提出して受講の申し込みがあったときは、速やかに本部主管課長に報告し、本部主管課長においてその「やむを得ない理由」を十分に確認した後講習を受けさせなければならない。
３　責任者は、いわゆる身代り講習等の不正を防止するため、受講者の運転免許証及びその他の書類と本人とをよく確認した後講習を受けさせるものとする。
４　責任者は、講習申出者の出席状況を確認するため、あらかじめ作成された受講者名簿により点呼を実施し、欠講者のあるときは、その旨を受講者名簿に付記するものとする。

（講習実施上の留意事項）

第17条　責任者は、次に掲げる事項に留意し講習を実施するものとする。
⑴　受講者に対する休憩は、所定の講習時間内（準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許対象者は７時間内、原付免許対象者は４時間内）で必要に応じ適宜取らせること。
⑵　休憩以外の遅刻や不必要な講習準備の遅れなど、実際に講習を行わなかった時間を講習時

間として計上することのないようにすること。

（講習終了証明書の交付）

第18条　規則第31条の５第３項に規定する初心運転者講習終了証明書は、講習を終了した受講者に対し、講習会場において当該講習会場の責任者が交付するものとする。

（講習結果報告）

第19条　責任者は、講習を実施の都度、直ちに、規則別記様式第36号の２の初心運転者講習結果報告書に第15条に規定する通知手数料納付書を添えて、本部主管課長に報告しなければならない。

２　責任者は、講習種別ごとにその月の実施結果を取りまとめ、翌月の10日までに、初心運転者講習実績報告書（別記様式第８号）により本部主管課長を経由して、交通部長（方面本部管内に所在する指定講習機関の責任者にあっては、当該方面本部長）に報告しなければならない。

３　責任者は、原付免許に係る受講者で、運転が未熟なため、講習項目「路上における運転演習」を行わせることが不適当と判断して「原付特別訓練」を行った場合は、原付特別訓練実施報告書（別記様式第９号）により速やかに本部主管課長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

（運転習熟指導員の報告）

第19条の２　責任者は、運転習熟指導員の選任状況について、毎事業年度終了後３月以内に運転習熟指導員名簿（別記様式第11号）により本部主管課長を経由して、交通部長（方面本部管内に所在する指定講習機関の責任者にあっては、当該方面本部長）に報告しなければならない。

２　責任者は、運転習熟指導員が指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）第７条第５号及び第17条の規定に基づく講習を終了したときは、速やかに運転習熟指導員研修結果報告（別記様式第12号）により本部主管課長を経由して、交通部長（方面本部管内に所在する指定講習機関の責任者にあっては、当該方面本部長）に報告しなければならない。

（簿冊の備付）

第20条　指定講習機関は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておくものとする。

⑴　初心運転者講習実施計画書
⑵　初心運転者講習受講予定通知書
⑶　講習業務日誌（別記様式第10号）
⑷　運転習熟指導員名簿
⑸　初心運転者講習受講者名簿
⑹　初心運転者講習終了証明書控簿
⑺　その他必要な簿冊

２　前項の簿冊を保存すべき期間は、講習事務を完了した日の属する年度の翌月から２年間とする。

附　則

この規程は、平成２年９月１日から施行する。

附　則（平成６年北海道警察本部告示第28号）

この規程は、平成６年５月10日から施行する。

附　則（平成８年北海道警察本部告示第64－4号）

この規程は、平成８年９月１日から施行する。

附　則（平成12年北海道警察本部告示第102号）

この規程は、平成12年10月17日から施行する。

附　則（平成17年北海道警察本部告示第10号）

この規程は、平成17年１月21日から施行する。

附　則（平成17年北海道警察本部告示第77号）

この規程は、平成17年６月１日から施行する。

附　則（平成19年北海道警察本部告示第72号）

（施行期日）

１　この規程は、平成19年６月２日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２条及び第４条第１項第１号の規定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正法」という。）附則第６条の規定により中型免許とみなされる普通免許を受けている者及び改正法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて中型免許を受けた者に対して準用する。この場合において、改正後の規程第２条及び第４条第１項第１号中「普通免許」とあるのは「中型免許」と読み替えるものとする。

３　この規程の施行の際、現に改正前の初心運転者講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附　則（平成20年北海道警察本部告示第152号）

この規程は、平成20年６月13日から施行する。

附　則（平成24年北海道警察本部告示第245号）

（施行期日）

この規程は、平成24年６月８日から施行する。

附　則（平成28年北海道警察本部告示第144号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年北海道警察本部告示第140号）

この規程は、平成29年３月10日から施行する。

附　則（令和元年北海道警察本部告示第561号）

この規程は、令和元年12月20日から施行する。

附　則（令和３年北海道警察本部告示第178号）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際現に第１条の規定による改正前の道路交通法施行細則実施規程、第２条の規定による改正前の取消処分者講習実施規程、第３条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第４条の規定による改正前の安全運転管理者等講習実施規程、第５条の規定による改正前の原付講習実施規程、第６条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第７条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第８条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第９条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第10条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第11条の規定による改正前の特定任意高齢者講習等実施規程及び第12条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

附　則〔令和５年北海道警察本部告示第371号〕

１　この規程は、令和５年７月１日から施行する。

２　この規程の施行の際現に第２条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程別記様式第８号の規定に基づいて作成された用紙に残部がある場合においては、第２条の規定による改正後の初心運転者講習実施規程別記様式第８号の規定にかかわらず、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

別表（第７条関係）

初心運転者講習実施基準

（準中型車・普通車・大型二輪車・普通二輪車）

講習項目	講習細目	講習内容等	講習方法 講習形式	講習時間	運転習熟指導員	講習教材 資器材
１　安全運転意識の向上	⑴　運転意識の改善の必要性	○　人の命の尊さ、遵法精神の醸成及び自己の運転適性を自覚した思いやり運転の実践等について相互に討論し合い、受講者に参加意識を持たせ習熟性の欠如を補い、もって安全マインドを身につけた協調性のあるドライバーでなければならないことを理解させる。	講　義	15分	１　人	
	⑵　運転適性検査	○　検査結果等からみられる事故、違反傾向、運転習癖等を総合的に分析し、安全運転を阻害している要因を自ら除去できるように個別的、具体的な指導を行う。	検査実施 面　接	20分 25分	１　人	○科警研方式
２　場内コースにおける運転演習	⑴　運転技能の補正 ⑵　危険の予知・危険の判断の実地訓練	○　道路交通の場で、意識的、無意識的に身につけた誤った運転行動を発見し、これを補正するための指導をし、運転上不可欠な交通情報の認知、危険の予知、危険の判断等について、その要領を教えるとともに、一般道路において訓練することのできない急制動、コーナーリング、緊急回避等の演習を行う。（準中型車及び普通車は、３人の受講者を乗車、指導員は助手席に同乗、二輪車は、３人１組のグループ）	実　技	60分	１　人	
３　路上における運転演習	⑴　運転行動の観察 ⑵　他の交通に対する配慮 ⑶　路上運転についての話し合い	○　路上における自己の運転行動と他の受講者との運転行動を比較・検討することにより、自己の欠点等を認識させるとともに、自動車を安全に運転するために必要な知識・技能についてその足りない部分や誤って身に付いた部分を補い、矯正する。（準中型車及び普通車は、３人の受講者を乗車、指導員は助手席に同乗、二輪車は、受講者３人１組のグループとし、指導員は二輪車で追尾方式）	実　技 ゼ　ミ	90分 30分	１　人	
４　危険予測訓練	⑴　安全運転ディスカッション	○　実際の交通の場に潜む危険場面を設定してグループディスカッションを行い、危険の予知に対する知識の習熟及び安全運転に心掛けようとする態度の醸成を図る。	ゼ　ミ	90分	１　人	
	⑵　危険の予知・判断能力の向上	○　初心運転者講習用映画を上映し、潜在する危険の予知及び危険の判断の必要性やその要領を理解させる。	講　義 （映　画）	30分	１　人	
＊運転シミュレーターを使用する場合	⑴　危険を予測した運転 ⑵　危険予測ディスカッション		実　技 ゼ　ミ	120分	１　人	
５　新たな心構え	⑴　効果測定	○　考査を実施し、講習内容の習得状況及び講習効果を確認する。	考　査	20分	１　人	
	⑵　新たな心構えの確立 ⑶　総合講評	○　この講習における学習の総合的な復習を通じてそれぞれの講習項目で育てた「自己の行動が交通環境をつくる（よしあしに大きな関わりがある）という自覚」及び「自分の安全はもとより他人の安全も絶対に侵さないという決意」をより強固に定着させる。	講　義	40分	１　人	
講習時間合計				420分 （７時間）		

（原付車）

講習項目	講習細目	講習内容等	講習方法 講習形式	講習時間	運転習熟 指導員	講習教材 資器材
1　安全運転意識の向上	(1)　運転意識の改善の必要性	○　人の命の尊さ、遵法精神の醸成及び自己の運転適性を自覚した思いやり運転の実践等について相互に討論し合い、受講者に参加意識を持たせ習熟性の欠如を補い、もって安全マインドを身につけた協調性のあるドライバーでなければならないことを理解させる。	講　義	10分	1　人	
	(2)　運転適性検査	○　検査結果等からみられる事故、違反傾向、運転習癖等を総合的に分析し、安全運転を阻害している要因を自ら除去できるように個別的、具体的な指導を行う。	検査実施	20分	1　人	○科警研方式
2　場内コースにおける運転演習	(1)　運転技能の補正 (2)　危険の予知・危険の判断の実地訓練	○　道路交通の場で、意識的、無意識的に身につけた誤った運転行動を発見し、これを補正するための指導をし、運転上不可欠な交通情報の認知、危険の予知、危険の判断等について、その要領を教えるとともに、一般道路において訓練することのできない急制動、コーナーリング、緊急回避等の演習を行う。（受講者は、３人１組のグループとし、演習させる。）	実　技	50分	1　人	
3　路上における運転演習	(1)　運転行動の観察 (2)　他の交通に対する配慮	○　路上における自己の運転行動と他の受講者との運転行動を比較・検証することにより、自己の欠点等を認識させるとともに、自動車を安全に運転するために必要な知識・技能についてその足りない部分や誤って身に付いた部分を補い、矯正する。（受講者は３人１組のグループとし、指導員は二輪車で追尾方式）	実　技	30分	1　人	
	(3)　路上運転についての話し合い		ゼ　ミ	10分		
	(4)　原付特別訓練（所内コース）	○　運転技能が未熟で路上演習を行うことができないと認めたものに対しては、所内コースにおいて基本走行（正しい運転操作）を重点に訓練を行う。	実　技	40分	1　人	
4　危険予測訓練	(1)　安全運転ディスカッション	○　実際の交通の場に潜む危険場面を設定してグループディスカッションを行い、危険の予知に対する知識の習熟及び安全運転に心掛けようとする態度の醸成を図る。	ゼ　ミ	50分	1　人	
	(2)　危険の予知・判断能力の向上	○　初心運転者講習用映画を上映し、潜在する危険の予知及び危険の判断の必要性やその要領を理解させる。	講　義 （映画）	30分	1　人	
5　新たな心構え	(1)　効果測定	○　考査を実施し、講習内容の習得状況及び講習効果を確認する。	考　査	20分	1　人	
	(2)　新たな心構えの確立 (3)　総合講評	○　この講習における学習の総合的な復習を通じてそれぞれの講習項目で育てた「自己の行動が交通環境をつくる（よしあしに大きな関わりがある）という自覚」及び「自分の安全はもとより他人の安全も絶対に侵さないという決意」をより強固に定着させる。	講　義	20分	1　人	
講習時間合計				240分 （４時間）		

別記様式第１号（第４条関係）

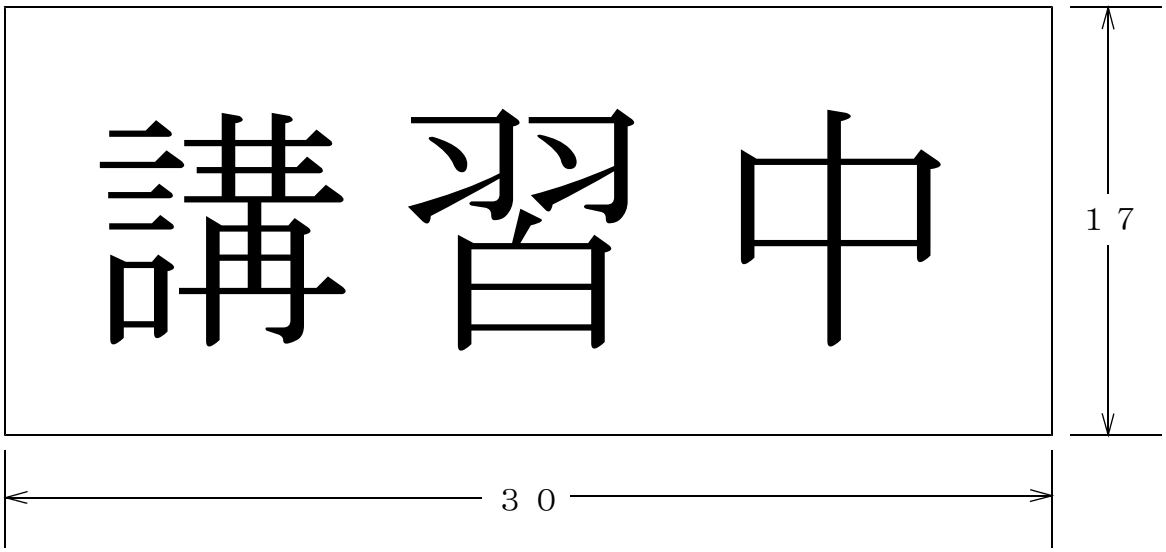

備考　１　金属、木、その他の材料を用い、使用に十分耐えるものとする。
　　２　文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
　　３　普通車＝「講習中」のそれぞれの文字の大きさは、縦、横8.0センチメートルとし、文字の線の太さは、1.0センチメートルとする。
　　４　二輪車、原付車については、縮小して用いることができる。
　　５　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第２号（第12条関係）

初心運転者講習実施計画書（　　月分）

公安委員会　殿

年　　月　　日

指定講習機関

所　在　地

氏名又は名称

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第６章による初心運転者講習を次のとおり実施することとしたので計画書を提出し、報告します。

実施月日					講習予定人員数	講習体制								講習実施責任者	備考
講習種別	月	日	開始時間	終了時間		運転習熟指導員（人）	適性指導員（人）	講習車両台数							
								準中型（台）	普通（台）	大型二輪（台）	普通二輪（台）	原付（台）			

備考　１　実施計画は、月間計画とし、準中型車・普通車・大型二輪車・普通二輪車・原付車講習の区分をすること。
　　２　規格は、Ａ列４番横長とする。

別記様式第３号（第13条関係）

初　心　運　転　者　講　習　管　理　台　帳

No.	整理番号	氏　名	免許証番号	生年月日	住　　所	発送日	受領日	期限日	受講日	免許種別	備　考

備考　規格は、Ａ列４番横長とする。

別記様式第４号（第14条関係）

初心運転者講習受講予定通知書

年　　月　　日

指定講習機関名
講習実施責任者　　殿

公安委員会　　印

下記の者に対して、道路交通法第108条の２第１項第10号に規定する講習を実施するよう通知する。

番号	住所 氏名			
	免許証番号	免許の種類	生年月日	整理番号

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第５号（第14条関係）

初心運転者講習移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　殿

公安委員会　　印

下記の者について、初心運転者講習移送通知書を送付する。

住　　所		
氏　　名		
生　年　月　日		
免許証	番　　号	
	交付公安委員会	
	交付年月日	
免許の種類		
講習をしようとする理由		
備　　考		

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第５号の２（第14条関係）

初心運転者講習中止通知書

年　　月　　日

住所

殿

公安委員会　印

下記の理由により、　　年　　月　　日付け初心運転者講習通知書をもって通知しましたあなたに対する道路交通法第108条の２第１項第10号に規定する初心運転者講習の実施を取りやめますので通知します。

理　　由	
備　　考	

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第６号（第15条関係）

初心運転者講習通知手数料納付書

年　　月　　日

公安委員会　殿

住　所

氏　名

北海道公安委員会手数料条例第２条第１項の規定により、初心運転者講習通知手数料を納付します。

講習月日	年　　月　　日	講習場所	
証紙貼付欄	通知手数料		

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第７号（第15条関係）

初　心　運　転　者　講　習　受　講　者　名　簿

講習別（準中型　普通　大型二輪　普通二輪　原付）

受講月日	本籍 住所	氏　　名	生年月日	免許種別	免　許　番　号	講　習　状　況			終了証明書番号
						開　始	終　了	受講資格確認事項	

備考　規格は、Ａ列４番横長とする。

別記様式第８号（第19条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

指定講習機関名
講習実施責任者

初心運転者講習実績報告書

年　　月中に実施した初心運転者講習の実績は、次のとおりであるから報告します。

講習に係る免許の種類	実施回数	受講者数
準中型免許		
普通免許		
大型二輪免許		
普通二輪免許		
原付免許		

備考１　講習に係る免許の種類欄の「普通免許」には、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第６条の規定により中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び同法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされる中型免許を受けた者並びに道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第２条の規定により準中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び同法附則第５条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされる準中型免許を受けた者を含む。

２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第９号（第19条関係）

原付特別訓練実施報告書

年　　月　　日

公安委員会　殿

指定講習機関名
講習実施責任者

下記の者について、道路交通法第108条の２第１項第10号に規定する講習（原付特別訓練）を実施したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住所	免許の種類	免許証番号	講習指導員名	効果測定結果

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号（第20条関係）

講　習　業　務　日　誌

講習の日時	自　　時　　分　天候 年　　月　　日（　） 至　　時　　分
講習の場所	
講習指導員	運転適性指導員　　以下　　人 運転習熟指導員　　以下　　人
受講人員	受講対象者　　人 受　講　者　　人　（受講率　　％） 欠　講　者　　人
技能講習 使用車両	準中型車　　台 普　通　車　　台 大型二輪車　　台 普通二輪車　　台 原　付　車　　台
備　　考	

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第11号（第19条の２関係）

運　転　習　熟　指　導　員　名　簿

番号	指導員区分	氏名	生年月日	選任年月日	運転習熟指導員講習（研修）		備考
					課程名	受講年月日	

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第12号（第19条の２第２項関係）

運 転 習 熟 指 導 員 研 修 結 果 報 告

年　　月　　日

殿

指定講習機関名

講習実施責任者

区　　分	項　　目
研修受講者の 氏名・生年月日	氏　名 年　　月　　日　生　（　　歳）
研修前の資格	□教習指導員　　□技能検定員 □運転習熟指導員（　□二輪　　□四輪　　□兼任　）
研修コース	□新　任　　□現　任 □二輪コース　□四輪コース　　□兼任コース
終了年月日	年　　月　　日
修了証番号	年　　第　　号

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。